地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月29日

精華町監査委員 船 戸 明

同 安宅 吉昭

令和2年度定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果について次のとおり報告します。

第1 監査の概要

1 監査の期間

令和2年10月26日から令和3年2月24日まで

- 2 監查対象部局
- (1) 工事

事業部建設課及び上下水道部上下水道課

(2) 令和元年度定期監査において指導した事項の改善状況

監査対象部局	
総務部	企画調整課、総務課、危機管理室、財政課
健康福祉環境部	社会福祉課、子育て支援課、健康推進課、環境推
	進課
事業部	産業振興課、都市整備課
上下水道部	経理営業課
会計管理者	会計課

消防本部	総務課
教育部	生涯学習課
議会事務局	議会事務局

3 監査の対象

(1) 工事

令和2年4月1日から11月30日までの間に請負契約を締結した工事であって、契約金額が10,000千円以上のもののうち、当該工事の規模、進捗率等を考慮し選定した次に掲げるもの

ア 令和2年度 新川排水対策(その2)工事

イ 令和2年度 流域関連公共下水道事業 精華11号汚水幹線築造(その8)工事

(2) 令和元年度定期監査において指導した事項の改善状況

4 監査の着眼点

(1) 工事

工事が、計画、設計、積算、施工等の各段階において、関係法令等に 適合して適正かつ効率的に執行されているか。

(2) 令和元年度定期監査において指導した事項の改善状況 令和元年度定期監査において指導した事項が改善されているか。

5 監査の方法

監査対象部局に対し以下資料の提出を求め書面調査を実施するとともに、 工事にあっては令和3年1月12日及び15日に関係職員から説明を聴取 した。

なお、工事に係る技術的な事項については、協同組合 総合技術士連合 に技術調査の業務を委託して実施した。

※監查資料

(1) 工事

ア 工事監査調査票

イ 調査票で指定した工事に係る起工から現在までに作成又は取得し

た一連の書類

- ウ 事前質問書
- (2) 令和元年度定期監査において指導した事項の改善状況
 - ア 令和元年度定期監査(補助金)指導事項等改善状況
 - イ 指導対象の補助金であって、令和元年度において交付した金額が 最大のものの交付事務に係る一連の書類

第2 監査の結果

1 工事

監査の対象とした工事は、計画、設計、積算、施工等の各段階において、 それぞれおおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、監査の対象とした工事に係る技術士の工事監査結果報告書は、別 添のとおりである。

2 令和元年度定期監査において指導した事項の改善状況 令和元年度において指摘した内容については、おおむね改善の方向にあることが確認された。